

長岡京市訪問生活介護事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡京市地域生活支援事業実施規則（平成18年長岡京市規則第34号。以下「規則」という。）第2条第1項第22号に規定する訪問生活介護事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、心身の障がいのために日中における通所サービスを受けることが困難な者に対し、在宅で日中活動や社会参加の機会を提供することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、長岡京市とする。

(サービス提供事業所)

第3条 この事業による支援は、長岡京市に登録する訪問生活介護を提供する事業所（以下「サービス提供事業所」という。）において行うものとする。

2 サービス提供事業所の要件は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく生活介護を行う指定障害福祉サービス事業所
- (2) 前号に定めるもののほか、これと同等のサービス提供能力があると市長が認めた事業所

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 社会参加又は交流活動に関すること。
- (2) 音楽、感覚刺激又は軽作業に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(事業内容の適用除外)

第5条 前条に掲げる事業のうち、次に掲げる業務は行わないものとする。

- (1) 身体の介護や家事の支援を主とする業務
- (2) 医療的ケアやリハビリを主とする業務
- (3) 屋外での取り組みを主とする業務
- (4) その他市長が不相当と認める業務

(利用対象者)

第6条 この事業を利用することができる者は、規則第3条に定める者のうち、心身の障

がいのために生活介護を通所施設において利用することが困難である18歳以上65歳未満の障がい者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業を利用することができない。

- (1) 社会福祉施設に入所している者
- (2) 入院中又は入院治療を要する状態の者
- (3) その他市長が不相当と認めた者

(利用の申請)

第7条 この事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、規則第6条第1項に規定する地域生活支援事業支給申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、心身の状況や生活状況等を勘案の上、速やかに内容を審査し、利用の可否について決定しなければならない。

2 市長は前項の規定により、利用が適当と認めるときは、規則第7条第2項に規定する地域生活支援事業支給決定通知書（別記様式第2号）により決定内容を通知し、同項に規定する地域生活支援利用者証（別記様式第4号）を利用者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、利用を適当と認めないときは、規則第7条第3項に規定する地域生活支援事業却下決定通知書（別記様式第6号）により決定内容を通知するものとする。

(利用回数等)

第9条 市長は、この事業の利用について、各月の日数から8日を控除した日数を限度とし、利用者の心身の状況等と利用者の介護者等、サービス提供事業所及び他の関係機関の意向を十分勘案した上で決定するものとする。

(費用の額)

第10条 市長は、この事業に要する費用の額の算定にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に定める生活介護の単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に規定する障害福祉サービス等に対する単価及び利用者が利用するサービス提供事業所の所在する地域区分に定める割合を乗じて得た額と

する。

2 費用の額を算定するに当たり、小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てた値をもって費用の額とする。

(費用の請求)

第11条 サービス提供事業所は、利用者の委任に基づき、サービス提供に要した費用に相当する地域生活支援給付につき、市長に請求できるものとする。

2 サービス提供事業所が市長に請求できる額は、規則第12条に基づいて決定されたこの事業に係る地域生活支援給付の額とする。

(利用の変更及び取消)

第12条 利用者は、規則第9条に定めるもののほか、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用者の心身の状況に大きな変化があったとき。
- (3) その他利用者証の記載事項等に変更があったとき。

2 市長は、利用者が規則第10条に定める事項に該当すると認めるときは、第8条による決定を取り消すことができる。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、この事業を実施するに当たって、サービス提供事業所と連絡を密にするとともに、他の関係機関と十分に連携を保ち、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(調査等)

第14条 市長は、この事業の実施に関して必要があるときは、利用者又はサービス提供事業所に対して報告させ、又は関係書類等の調査をさせることができる。

(秘密の保持)

第15条 サービス提供事業所に従事する者は、事業の実施に当たっては、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。